

厚生委員会会議録

平成22年5月27日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 11:30

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「市立病院の運営について」を議題といたします。市立病院の現状について執行部の説明を求めます。

健康増進課長

市立病院の現状について説明いたします。お手元に配布しています資料をお願いいたします。まず1ページでございますが、1ページは医師の状況でございます。右端が平成22年4月1日現在の医師数となっております。その左が21年4月1日となっております。医師数を比較いたしますと、常勤医師の26名が25名と1名の減となっておりますが、これは内科医師4名減、眼科医師2名減、皮膚科医師1名増、整形外科医師3名増、耳鼻咽喉科医師1名増によるものでございます。皮膚科につきましては、22年4月1日から診療を開始しております。労災病院の当時の20名と比べますと5名増加してはおりますが、配置計画にはまだ不足しております。今後引き続き協会と協力いたしまして、医師の確保に努めていきたいと考えております。

2ページをお願いいたします。平成20年から平成22年までの4月の診療科別患者数の比較表でございます。縦の項目が診療科、合計、一日当たり患者数。横の項目が各年4月の入院、外来、合計の患者数及び各年の比較となっております。下のほうになりますけど、一日当たりの患者数で見ますと、平成20年4月は入院患者数145.3人、外来患者数295.1人。平成21年4月は入院患者数169.5人、外来患者数325.8人。平成22年4月は入院患者数205.7人、外来患者数382.4人と毎年増加の傾向となっております。平成20年と平成22年との比較では、入院が60.4人、外来が87.3人の増加となっております。また、平成21年と平成22年との比較では、入院が36.2人、外来が56.6人の増加となっております。平成22年4月は開設以来はじめて、入院の一日あたり患者数が200人を超えておりまして、やはり整形外科の影響だと分析しております。

3ページをお願いいたします。3ページは患者数の月別の推移でございます。上段の実線が21年度の入院外来の合計、点線が20年度の入院外来の患者数の合計になっています。以下中段が外来患者数、下段が入院患者数となっております。下の表は、平成21、22年度の各月の入院外来の合計の患者数と年度合計でございます。年度合計で比較いたしますと入院が4,560人、外来が11,621人、合計で16,181人増加いたしております。なお、市立病院の収支につきましては、今月末が提出期限となっておりますので、次回の委員会で報告させていただきたいと考えております。以上で資料の説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

榆井委員

1ページ目の常勤医師の関係ですけど、皮膚科はもともと配置計画はなかったところに、この間努力があつてことしの4月から1名新たに常勤医師が確保できた。それから整形外科2名の常勤配置のところ、現在3名の常勤医師と非常勤3名という体制になっています。それから耳鼻咽喉科が2名のところ1名でありますけれども、昨年に比べれば新しく1名新任の常勤医師が配置されたということで、努力は非常にされてる結果じゃないかと思うんです。今まで散々苦労してきた整形外科の常勤医師が3名も確保できているということについては、これまでも何度か発言してきましたけど、皆さん方の努力の結果だというふうに評価をしたいと思う

んです。その結果として250床のうちの200床が埋まっているという状況だということで、これも整形外科の常勤医師の結果だというふうな分析のようであります。これもそのとおりだろうとは思いますが。ただ惜しむらくは、リハビリがまだ非常勤で1名という状況で、依然としての確保ができてないのがもう1つの市民病院のポイントじゃないかというふうに考えられますので、引き続き頑張ってくださいと思います。今一点ことしの3月31日付けで内科の医師が6名辞められましたけれども、この補充については常勤、非常勤あわせれば去年の4月は20名で現在18名、結局2人まだ足りないのかなというふうに思いますけれども、常勤の医師が13名が9名に減ってるという状況、この影響なり、それから補充の見込みということについてはどうでしょうか。

健康増進課長

内科の医師につきましては、先ほど委員が言われましたように入れ替わりもありますけれども、現実的には3月と比較いたしますと3名減になっています。その内容といたしましては、3名のうち1名のかたは、飯塚市内の他の医院のほうに転職されたと、あと2名のかたが協会内の派遣職員が一応4月の段階で、もとの病院に戻られております。その分につきましては協会の方に再度派遣の要望をしておりますし、今協会全体の病院の中でその調整を図っていただいております。ただ診療につきましては、非常勤の医師も含めまして、患者の皆さんにご迷惑のかからないような診療体制ということで、日数の検討等にも配慮をした中で診療を行っております。

榆井委員

2ページ目の表を見ると、内科の数字が平成20年4月と22年4月の比較で外来が263人減っている形になっています。これは影響はしているのでしょうか、していないのでしょうか。

健康増進課長

飯塚市立病院の場合は二次医療機関ということで、基本的には一次医療で受けられた方が、各医師会のほうになりますけれども、うちに患者さんを流してもらうような形になっています。ですから毎月の推計でここ4月時点では現実的には減っておりますけれども、月別でもいろいろ増減もございます。患者は、入院治療後かかりつけ医へ一旦戻り、その後の病状により再度市立病院へと繰り返すケースも多ございますので、単純に4月だけの比較は難しいと思いますが、患者数の減らないような形で診療をやっていきたいとは考えています。

榆井委員

今言われたように、一次と二次とを行ったり来たりというようなことで必ずしも263というマイナスが直接的な医者の影響ということではないんじゃないかというようなご答弁じゃなかったかと思うんですけど、いずれにしてもそのような数字を出されると、やっぱり単にマイナスというイメージしかありませんので、その点についてはそういう理解にしかならないと思うので、そのへんの内容をもう少しきちんとつかんで報告をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

いずれにしても新しく3名の整形外科の常勤のかたが入りました。常勤の仕事に就かれました、私もこの間2回ほどブロック注射等でお邪魔したんですけど、若くて非常にはきはきして良かったというふうに思います。皆さん方が来てくれたおかげで病院も活気付くんじゃないかというふうな話もしましたら、大変喜んでいただきまして頑張りますというふうに言われておりますので、皆さん方もそれをバックアップするような形で一層頑張ってくださいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

柴田委員

先程の方と少し似た状況になるかと思いますが、私も感想的述べさせていただきたいし、また質問的にもさせていただきます。それは、一人の寝たきりの方がいらっしゃいました。あまり動けないという方で、近隣の病院に行かれましてもう治らないと言われていた整形的な病気の方なのですが、その方を、最近、飯塚市立病院に整形外科の先生が来られたということで、そちらにかかりました。そうしたら、今おっしゃたように若手の先生でしたが、手術すれば治りますということで、早速入院の手続き等を取りまして、今日の朝入院をされました。先週行ったときは病室が空いてないということで1週間以上待つておりました状況で、今それくらい整形外科がほぼ満室に近いという状況にあることは、整形外科の先生に来ていただき、本当にありがたいことだと思っております。それと私この中でまたお尋ねしたいのが、前々回の質問と重なりますが、飯塚は脳梗塞関係の脳神経外科といえますか、脳梗塞、脳出血の方々が大変増えてきております。それで何とか飯塚市立病院を特徴ある病院にさせていただきたいということで、脳神経のほうの先生方もぜひ置いていただきたいと思いますと思いますが、現在これは0になっておりますけれども、今後の予定はどうなっておりますでしょうか。

健康増進課長

脳神経外科の医師の配置につきましては、昨年2名の非常勤医師を派遣していただきまして、週に2回でございますが診療を再開しております。今後につきましては、派遣していただいております医局の方にも常勤医師を派遣の要請は続けてやっております。ただ脳神経外科自体のお医者さんの数が非常に少のうございますので、なかなか難しいというような話も伺っておりますが、今後引き続き努力していきたいと考えております。

柴田委員

私もちょうど今回市立病院に行くことがありましていろいろお尋ねしました。飯塚市としては飯塚病院とか三宅脳神経外科とかそういう状況の中で、今は手術の関係においては対応されているとお聞きしまして、何とかこの市立病院自体に常勤医師がいらっしゃるように、この部分をしっかり働きかけていただきたいと思いますと思っております。そして現在それがまだ難しい状況であれば、先ほどもありましたがリハビリ課、施設的には立派な施設があります。あとは機械も少し揃えていただければと思うんですが、このリハビリ課で何とか充実したりリハビリができないのか、それは飯塚病院とか三宅脳神経外科とかで手術をなさって、それから先皆さんが行かれるのは北九州のリハビリのあるところ、福岡のリハビリのあるところに転院されます。それが何でこの飯塚の中でそういうことができないのか、しっかり取り組んでいただきたいと、早急にリハビリのほうだけでも取り組んでいただいて、後に脳神経外科の先生を置いていただくということをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

健康増進課長

委員がおっしゃることは私達も望んでおるところでございますので、今後ともしっかりその分の補充ができるように頑張っていきたいと思っております。

柴田委員

先ほどお伝えしましたけれども、やはり脳梗塞の手術をされまして、そして北九州とか福岡の病院にリハビリで入院される。そのご家族の方々はやはりそこにずっと通っていかれるという状況が続いておりますけれども、何とかこの飯塚市の病院にもこういう施設もありますので、その中でリハビリの専門の先生をお迎えして治療ができますことを本当に要望して、質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。次に「生活保護の運用について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

楡井委員

今までも何度かこの問題をお聞きしましたけど、現状についてお聞きしたいと思ひまして質問いたします。ケースワーカーの人達の一人あたりの受け持ち世帯数の問題です。基準をオーバーしているということで、担当課のほうとしては人事に職員を要請していると聞いておりますが、最近再任用の方がケースワーカーで働いているという状況もあるようでありますので、職員の方の新たな採用の問題と、現在の受け持ちの数的変動と言いますか、推移と言いますか、そういうのがわかれば教えていただきたい。

保護第1課長

まず職員の配置でございますが、平成21年度から平成22年度1日現在で職員1名の増員をいただいております。嘱託職員と再任用職員でございますけれども、再任用職員につきましてはケースワーカーとして3名を採用しております。そして嘱託職員を2名、臨時職員を2名ということで、ケースワーカー総数が50名ということになっております。人員配置の受け持ちでございますけれども、本年の4月1日現在で世帯数が4,389世帯、これは福祉法でいいます標準世帯80で割りますと54.8人ということになります。ということで先ほど申しました50名のケースワーカーからしますと、標準で4.8人の人員不足ということになっております。これにつきましては私どもまた別枠で面接指導員、就労指導員、母子支援員等々の職員を配置いたしまして、ケースワーカーと共同歩調をとりながら支障のないような業務を遂行しておるところでございます。

楡井委員

発言の一番はじめで平成21年から22年にかけて1名増員というふうに言われて、そして再任用3人、職員2人、臨時2人というような新たな採用を言われて、現在50人だというふうに言われたように聞こえたんですけど、1名増員ということと7名の増員ということの整合性はどうなんでしょうか。

保護第1課長

すいませんでした。嘱託職員、再任用職員、臨時職員の配置につきましては、これはもう前年と同様の職員数を配置しております。そして冒頭に申しました1名の増員というのは、正規職員が1名増員になったということでございます。

楡井委員

それで4,389世帯基準の80で割れば54.8人だということではありますが、基準を超えている人たちですね、今一番多く受け持っている人は何人なのかというようなこととか、基準を超えている人たちが何人いるのかわかりますか。

保護第1課長

ケースワーカーのそれぞれの持ち件数ですけれども、平均いたしまして86世帯から87世帯という数字になります。一番多く担当しているところは108件ということで現在対応しているところでございます。その人数についてどのくらいが何件を持っているのかは、ちょっと資料等を持ち合わせませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思ひます。

楡井委員

最大が108世帯ということですが、これは何か施設に入っている人、例えば何々苑とかいう介護施設だとか老人施設だとかこういうところに入っている関係の人が、この108件の中に相当入っているというようなことになっているんですか。それともこの108件はいわゆる世帯数なんですか。1つの施設に入っている世帯数は世帯数だろうと思ひますけれども、建物としては1つですから、肉体的な時間的な消費はないんじゃないかという考え方なのかど

うなのか、108件の内容をちょっと教えてください。

保護第1課長

今委員が申されましたように、特に施設を含んでいるとかというような状況ではございません。しかしながら大きな団地とか県営市営住宅、そういうところを一括して担当している地域が、そのような大きな持ち件数になっているようでございます。

榆井委員

1つの施設にまとまってというようなことではないとのことでありますから、住宅が密集しているところということはありまじょうけれども、面接がなかなかできないというような条件の場合もあると思うんです。そういう意味では担当が非常に過重になっている可能性もあると思うんです。それでさらに職員の増員を図って、80で割れば54.8ということになる話でありますから、この55人の確保を目指して奮闘していただきたいと思ひますし、特に市長はじめ人事担当のところでの頑張りを期待しておきたいと思ひます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。次に「子育て環境について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

飯塚市放課後児童健全育成事業について結果として要望なんです、現在条例によって放課後から午後6時まで小学生を児童センターなり児童館で預かっていただいております。3,000円です。これが働いている人たちの実態とそぐわない部分が出てきているじゃないかということで、時間延長ができないかということで要望になってくるんですけれども、いろいろお尋ねしていきたいと思ひます。これについては積極的に担当課では取り組んでいただいておりますが、どうなんでしょう、合併後ですね、例えば極端な話241キロ平方メートルになって端から端まで通うとすれば30分以上もかかるような行政区域になっておるわけです。その中で住んでいるところと職場との距離に時間がかかるというような状況の中で、現実に6時までの時間帯で間に合うのかどうか、小学校に子どもを迎えに行ったときにですね。その実態がどうなのか、それとお預けする申し込みをするときには、当然その会社の定時という勤務時間が記載されると思ひますけれども、それが6時以降の、例えば7時まで就業時間があるとか、6時半まで就業時間があるとか、そういうものがあるのかどうか。それと例えば役所にしてもそうですけれども、いろいろな仕事の都合で残業が生じます。日によっては時間の長い残業もあるでしょうけれども、5時で役所が終わったとして、時間の残業になったときに、現実的には対応できてないと思ひます。市内の企業の就業時間がどうなっているのか。それと時代の状況変化によって恐らく現在の職員さんたちが、どこの企業で働いている人たちも、雇用を増やさないと残業とかそういうことで仕事を消化している現実があるんじゃないかというふうにおもうわけです。ですからいろいろ言っておりますけれども、現実の6時で対応できているのかどうか、これは調査されていると思ひますので、どういう実態なのか。それと今何点が言いましたけれども、そういう調査についてはどのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

児童育成課長

今委員が質問されたように、実際の就労証明の中の勤務時間、それと実際の迎えに来られる時間は今調査しております。まだ結果は出ておりませんが、一部見るところでは実態では6時

に全員が必ず迎えに来るということはございません。6時過ぎになっているところがほとんどでございます。ただ私が見た中では、お迎えが一番遅い人で6時40分ぐらいという結果が出ています。それは見た中で一人しかいませんでしたけれども、他の人は6時過ぎ位までには迎えに来ると、大半の人はそれ前に迎えに来てあるんですけど、ただその辺の調査がはっきりしておりませんので、その実態がわかりましたら、そのあたりも参考にして時間延長の中を、どういうふうにしていくかというのを決めていきたいと思っております。

道祖委員

保育所の場合は、合併前は広域地域で保育行政に取り込むということで、例えば筑穂町の人が飯塚に働きに来るときは、児童福祉法が変わってそれに対応して、自分の職場の近くの保育所に自治体間で協議をして預け入れられるようになっていたんです。それはやはり何かあったときに、親が子どもをすぐ迎えに行けるというような状態の方が望ましいということで、広域行政の中の一環として取り組んできていたというふうに思います。小学校の場合は、通学区域が定められておりますけれど、今通学区域の弾力的な運営ということが言われております。ですから保護者のほうとしては、いろいろな家庭の事情で、やはり職場に近いところの小学校を希望されることもありますし、それも教育委員会としてはある程度は弾力的に運営されていっておると思います。そのことから考えていきますと、働く者の立場からすれば、子どもの安全等を考えるとやはりそういう実態もありますので、それが通学区域の弾力的な運用がいいのかどうかというのは別問題として、職場とやっぱり住んでいるところの学校、小学校との距離があるならば、できるだけ時間延長が望ましいのではないかとこのように思うわけです。働く者の立場からすればですね。それと現実的に職場の中で、厳しい経済状況の中で私は子どもがまだ小さいので残業ができませんというふうなことが、次世代の育成計画の中では企業も協力するようになっておりますけれど、すべての企業がそこまで理解していただければいいんですけど、まだまだ少ない人数の中で企業運営をやっておる中で、やはりダンパー的なものがあると思うんです。ですからその点は弾力的な運営ができるように、ぜひ取り組みをお願いしたいんです。私のところにはできれば7時までぐらいにはならんだろうかという要望でした。ただ私も理解はしております。というのは現在3,000円いただいておりますけれど時間延長することによって経費が発生しますので、この経費についてどうするかという問題も出てきます。どこまで現行の3,000円で運営ができるのか。それ以上を超えた場合には受益者負担でよしとするのか、これは利用する方々とお話はしていかななくてはいけないというふうに思います。それとともにもう1つ懸念することが、これも従来から言われていることでありますけれど、児童センターで放課後の事業を進めておりますけれど、児童センターの利用時間は5時までです。そこを弾力的に今6時までこの健全育成事業には取り組んでおるわけですが、今後それは時間延長したときに、児童センターは5時までで18歳までの方々が利用できるわけですが、そのときに支障がないのかどうか。この点についてもやはり関係部署と検討していただいて、経費が絡むことですから、ぜひやってくださいと言いたいんですけども、経理との兼ね合いがどうなるかについては、今ここで資料がありませんので、皆さんのほうで調査してもらわなくてはなりませんけれど、その辺も含め児童センターのあり方についてもやはり検討していかななくてはいけないというふうに思いますので、子どもの安全を中心にぜひ前向きに取り組んでいただきたいと要望する次第ですが、いかがでしょうか。

児童育成課長

今おっしゃいますように、時間延長をすると受益者負担というのが発生する可能性がございます。ただ原課といたしましては、なるべく受益者負担が出ないような形で時間延長ができるような形を検討していきたいと思っております。またその児童センターと児童クラブの兼ね合いですけど、この辺も議員おっしゃるように十分に検討していきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

先日内野のほうを回ってありましたら、あるお母さんから児童クラブができましたと大変嬉しそうに話をさせていただくことができたんですけど、内野地区にこの学童クラブができた経過についてご説明願います。

児童育成課長

内野地区には児童クラブというのはございませんでした。平成7年に高齢者福祉センターの中に児童館が併設されたという形でできておりますが、その中で児童クラブ事業というのは行っておりません。利用されたのはスクールバスの待ち時間とかの関係で多いときで4、5名が利用していたと、それで児童クラブ自体は10人以上で補助金とか経費の面でいろいろ負担ができますので10名以上で実施するようにしておりますが、内野地区の方は利用者が少ないということでスクールバスとかを利用して、上穂波児童館のほうの児童クラブを利用されておりました。平成18年、19年当時は、利用者はいなかったんですけど、その後20年、21年で数名の方が土曜日や長期休暇のときに利用されております。その後ですね、昨年に地域の保護者の代表の方がご相談に見えて、22年度は新入生も含めて10人以上になりそうだから、市のほうでも検討してほしいという要望が出ておりました。その中で内野の保護者の方たちといろいろ話して、実際に本当に10人いるのかと、失礼ですけどその辺をちょっと就労の形態とかもお聞きした中で10名以上いらっしゃいましたので、その当時は15名くらいでしたけど、それで市のほうとしては22年度から開設に向けて動いておりました。それで当初予算のほうに計上させていただきまして、議決を得まして、4月に準備をいたしまして、4月30日に内野の児童クラブを開設させていただきました。現在13名の児童の方が児童クラブに通っております。

楡井委員

行財政改革で大変厳しい中で、こういう新しい施設がスタートするというのは並大抵のことではなかったんじゃないかと思って、私もお母さんからその話を聞いたときにびっくりした状況があるんです。これ場所はどこを使っているんですか。先ほど言った高齢者センターですか。そういうところを使っているんですか。

児童育成課長

場所は以前児童館のあったところが高齢者の方の専用施設になっておりますので、学校の余裕教室、和室を学校のほうと話した中で、使って下さいということでご了解いただきましたので、内野小学校の和室のほうを使わせていただいております。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中博文委員

今道祖委員のほうから要望がありました、今の利用料金3,000円で延長時間等を考えたという答弁でしたけれども、現状を考えますと、預かる側の話でいけばそういう形が望ましいんですけども、預かれる子ども、児童、預かる側の指導員に対してそのところは十分に今やれているのでしょうか。今かなり児童クラブに預ける方が増えて定員もオーバーしていますし、資格的には1、2、3学年、あと今は4、5、6年まで受け入れていますが、かなり基準を超えたいろんな形で対応をされていますけど、このうえ指導員の先生方の数、そういう働く環境を含めてですね。あと児童のほうにも障がいを持った子が増えているとか、いろんな形で預かる側からすれば非常に厳しい状況だと思うんですが、それが本当に可能なんですか。改めてお尋ねいたします。

児童育成課長

議員おっしゃるように障がいを持たれた方もかなり入っております。それに対しましても大

体2人に1名程度の指導員の、程度によりますけれども、加配をいたしております。料金をなるべく上げないで延長保育を実施したいと考えているのは、今指導員の方は1時から平日は入られております。土曜日とか夏休みとかは朝から入っておりますけど、その1時から入っている分を実際子どもたちが入ってくる時間帯は、4月とかは早いですけど、現状は3時頃になります。それで1時間出勤時間を遅くして対応できないかと、その辺は私どもの一存では決められませんので、委託先や指導員の方とも十分話しをしていきたいと考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。案件の順番が異なりますが、まず「飯塚市中心市街地活性化基本構想の報告」を求めます。

商工観光課長

平成22年3月に作成しました中心市街地活性化基本構想について説明をさせていただきます。本日配布しました飯塚市中心市街地活性化基本構想報告書をお願いいたします。表紙を開いていただき、目次をお願いいたします。本構想の構成につきましては、第1章において中心市街地を取り巻く本市の概要を記載し、中心市街地の現状を整理しております。第2章において「中心市街地の検討対象区域」を設定し、第3章から第4章にて、当該設定区域における課題を整理し、活性化の目標・ビジョン及び活性化施策の方針案を設定しております。第5章から第7章において活性化施策実現のための展開、指標、整備メニュー等について記載し、第8章において今後の取り組み課題について述べております。末尾に平成22年2月に開催しました地元住民懇談会・市民ワークショップの開催概要を添付しております。なお、目標・ビジョン及び活性化施策の方針案の設定にあたりましては、平成11年3月策定の旧法中心市街地活性化基本計画の課題及び過去2回のアンケート調査の結果、平成22年2月に開催しました地元住民懇談会の内容等を踏まえ設定しております。

内容についてご説明いたします。26ページをお願いいたします。検討対象区域につきましては、内閣府が指導しております中心市街地の要件を踏まえつつ、商店街と一体性を有する商業区域及び中心市街地の活性化をより効果的に図るため飯塚駅、地方卸売市場を含めた区域を設定しております。

32ページをお願いいたします。本市では平成11年3月に旧法における活性化基本計画を策定しておりますが、その概要を記載するとともに、33ページ以降で簡単ではございますが、その総括を行っております。旧法におきましては商業振興が中心でございましたが、中心商店街の現状等成果があがっていないのが現状です。

36ページから38ページにかけて、アンケート調査の結果を記載しております。

44ページをお願いいたします。右側に「中心市街地活性化の目標と取り組み」を記載しております。目標としましては、「やさしさあふれる『おもてなし』と『なごみ』のやすらぎ空間創出」、副題としまして「賑わいとふれあい、安心・安全とチャレンジの場づくり」としてあります。これに基づき2つの基本方針を設定しております。基本方針の1「生活と観光が融合した「おもてなし」と「やさしさ」のまちなかづくり」、基本方針の2「物語性のある「ま

ちあるき」の環境づくり」。この2つの基本方針に沿って、15の活性化施策を提案しております。内容につきましては、新法の趣旨に基づきまして「街なか居住の促進、定住環境の整備」及び「商業振興」、西鉄バスセンターや道路整備等「都市機能の拡充」の3つを柱に検討しております。

47ページをお願いいたします。活性化施策を3年以内に実施するもの、5年以内に実施するものに色分けを行い、検討対象区域に落とした展開図でございます。

最後に59ページをお願いいたします。今後の取り組み課題を各項目ごとに整理しております。火災跡地につきましては、街なか居住の推進と商業の活性化の両面から検討を行うことを提案し、また当地区は水害からの復興を果たしたことを大きな特徴として安全・安心のまちづくりの視点をもって取り組んでいくこと等を記載しております。

以上が基本構想の概要となりますが、本構想につきましては、今後中心市街地活性化基本計画を策定するための検討材料といたしまして、市民の皆さまに積極的に周知していきながら、地域の皆さまや地権者の方、商工会議所をはじめ事業の実施主体の方等を交え、地域ぐるみで活性化に向けた具体的な事業の組み立てを行っていきたいと考えております。また、事業の組み立てにあたりましては、民間活力を十分に活用するとともに、飯塚緑道公園や嘉穂劇場などの既存施設を有効に利用しつつ、国県等の支援メニューを効果的に活用していく必要があると考えております。以上中心市街地活性化基本構想の概要について、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

岡部委員

今いただいたばかりで、具体的にまだ見ていませんので、今までやられてきた事業とこれからやろうとする方向との整合性というのは、ちょっと吟味をしてみなきゃわからないと思うんですけど、お願いがひとつあるんです。役所の中でこういうふうな基本構想に類するものは数多く出てきているわけですよ。今まで中心市街地の活性化とか何とかいう分もありますし、商業活性化事業とかいろんな形の中での構想が、ところが非常に時間との問題があるんですよ。3年も5年も経つてくると、まち自体が動いている、姿形が変わってきているというふうな状況になっているもんですから、せっかくこれだけの時間と労力とお金をかけてつくられているものを計画どおり、具体的に進めるためにはやっぱり大きなエネルギーが必要だろうと思います。ぜひお願いしたいのは、中身については見せていただいてこれから私も勉強しなければいけないと思うんですけど、本当にやる気のある人がこれを取り上げて、単にあなた方は何年か経ったらもう異動するわけですよ、あの人がやっていたということでは済まないんです。まちの中の問題については、だからぜひできればこういったものを専門的に仕上げる部隊といいいますか、ものをつくっていただいて、とにかく1日も早く答えを出せるように検討していただきたい。これはお尋ねをする前の要望として言っておきます。

委員長

他に質疑はありますか。

道祖委員

基本構想の報告書が出てきたわけですけども、この中でいろいろ書かれておりますけど、中心市街地の活性化をするためには一番先に手をつけなくてはいけないことは何だというふうに報告書を読んで思われましたか。

商工観光課長

現在の中心市街地につきましてはさまざまな課題等が存在しているというのは十分承知しております。その中で、まちなかの居住推進、市街地の整備改善、都市福祉施設の整備、商業の活性化等について統合的、一体的に推進する必要があると考えております。

道祖委員

ちょっとよくわからないんだけど、中心市街地ですから地域内の居住者を増やすことを第一と考えるのか、周りから人をここに集めることを第一と考えるのか、あなたのご答弁は模範的な回答なんですよ、理想的な回答ですけど、今言った2つの中でどちらを優先するんですかと言ったときにどういうふうを考えられます。

商工観光課長

まずこの計画の中では、対象区域というのを定めるようになっておりますので、まずその中心市街地を活性化させる、定住促進等さまざまな事業を展開し、中心市街地の活性化を行い、その活性化の効果が周辺地域に及ぶような施策が必要かと考えております。

道祖委員

定住促進ということはこの地域に人を張りつけるということですね。あなたが今答弁されているのは、じゃあ張りつけるためには定住促進の施策というのは、どういうふうなことが考えられるんですか。これからということでしょうけれど、先ほど岡部議員も言われておりましたけれども、これは時間との勝負なんですよ。これを作っている間に、冷水に向かうバイパスの周辺には新しい本屋さんができるし、新しいスーパーができて活性化が進み、以前よりもあそこに集まる人たちが多くなっているんですよ。その実態を踏まえながら、急がないとだめだと、定住政策でやっていくんだというご答弁ですけども、具体的にこれは時間軸も何も入っていないんです。報告書を作って今から検討しましょうと、皆さんとご相談をしながらと、何年かけてやるか知りません。これだけはいつまでやるとかいうことは書いてないんです。いつもそうなんですよ。ここまではいいんです。これからなんですよ、いつも。そしてズルズルといって中心商店街は衰退していつてのが現実じゃないですか。だからあなたが今言った定住政策ということを使うんだとしたら、おぼろげになりませんか、どんなことをするんだというようなことがあるんですか。

経済部長

ただいま今回の中心市街地活性化の基本構想につきまして、商工観光課長から概要をご説明いたしました。今後の中心市街地活性化の基本計画の策定に向けましての取り組みについて若干私の方からご説明をさせていただきたいと思いますが、議員ご指摘のとおりこうした構想をたてた後、いわゆる実施計画にあたる基本計画を策定していくわけでありまして、これにつきましては一応平成22年度、来年の3月いっぱいをめどに基本計画を策定したいと考えております。その後内閣府に対して申請を行う運びとなるわけでありまして、内閣府の申請がスムーズに行えまして内閣総理大臣の認定をいただくことができれば、その後5年間という一定の実施期間の制限がございます。その中で計画に掲げております事業を実施していかなければ、この基本計画が実現できないということになっておりますので、補助金等の優遇措置を受けることはできません。でありますから実施期間については認定後5年間ということでご理解をいただきたいと思っております。現在のところは岡部委員からもご質問のございましたとおり、飯塚市の庁内に中心市街地の活性化連絡調整委員会というのを、部局を横断した形で設置いたしております。今までは、私ども経済部それから企画調整部、都市建設部の3部が中心になって進めてまいりましたが、今後こうしたまちづくりの根幹にかかわる計画を推進していくためには、この3部では到底対応することができません。でありますから16名の委員で構成をいたします庁内を横断した組織を5月の初旬に設置いたしました。今後庁内の連絡委員会、そしてこの常任委員会のご報告が終わったのちに、6月の上旬には中心市街地の活性化検討会議という外部の横断的組織を設置したいというふうに考えております。この外部の会議にこの構想を図りまして、この構想をたたき台の材料としながら基本計画について素案の作成をお願いしてまいりたいというふうに考えております。そしてその後おおむね10月ぐらいには中心市街地の活性化協議会、これは基本計画に対する意見具申を行う中心となる組織であ

りますけども、これを立ち上げ、詳細な基本計画をつくってまいりたいというところで予定をいたしております。冒頭に商工観光課長が申しあげましたように、今回の中心市街地活性化基本計画の目的つきましては、法の趣旨にのっとりまして、少子高齢化社会に対応いたしました誰もが住みやすいコンパクトなまちづくりに努めるとともに、その効果が周辺地域に波及し広がっていくような事業の組み立てを図っていききたいというふうに考えておるところでございます。でありますから高齢者の方々に現在あります既存の施設等を利活用していただくような住みやすい住環境を整備し、少しでも人口増ができればというふうに考えておるところでございます。

道祖委員

資料をいただいたばかりで、全部見ていないんですけど、今言われている内容については50ページに目標を定量化する指標の設定という案が出ておりますから、それを見ればある程度は5年間でというような内容については理解することができるんだろーと思えますけれど、経済部長が今ご答弁いただきましたので、経済部長にここで改めて正式にお尋ねいたしますが、なんで商店街の昼中の通行量が減っておるのか。これについてはどういうふうに考えます。反面、例えば今さっき言いましたようにバイパス沿いのところには多くの人たちが集まっています。何でバイパス沿いのところに多くの人たちが集まる、何で商店街には人が集まらないのか、その理由についてはどういうふうに考えておられるのか、改めてお尋ねいたします。

経済部長

ご質問の件につきましては、今まで旧法の段階でいわゆる郊外に大型の集客商業施設が立地をいたしております。こうしたところに買い物をする皆さんが足を運ばれているという現状がございます。そして中心商店街のほうに買い物に来られる方々のアンケート結果を見てみますと、駐車場の数が少なくて車では街中の商店街で買い物しにくいというご意見も出ておりますので、駐車場の問題もその中には含まれておろうかと思えますし、バイパス沿線には大小の商業施設が張りついて立地をいたしております。こうしたところのほうには当然のことながらそれぞれに駐車場があるわけでありまして、街中に来るよりもそうした商業施設を利用されるほうが便利であるというふうにご理解されているのではないかと考えております。

道祖委員

今の部長のご答弁をお聞きしていたら、やはり38ページに出ておりますアンケートを見る限りにおいても駐車場の問題なんですね。実は行政が一番初めにできることは何かと、その大小の店舗がバイパス沿いに張り付いているということは、これは商店街の経営の人たちがいろいろ考える部分だと思うんです。その品揃えをどうするかとか、店舗のあり方をどうするかとかですね。そういうのは個人の経営者の責任だというふうに考えるわけなんですけれど、駐車場の問題については、行政として早く取り組んでやるべきではないかというふうに私は思うんです。今回これを見る限りにおいては本町の入口のところに駐車場をつくるという絵が載っています。それはそれでいいと思うんですが、まずはじめに駐車場の整備に積極的に取り組まないと、50ページ書いてある指標がありますけれど、国に対して要望していった5年間でこうするんだという計画を持っているけれども、その間にまだ店舗数が減っていくんじゃないですか。だから利用者が使い易い駐車場を整備してやらないと、このまま行ったら衰退していきまよ。市としては中心市街地というものをやはり軸として、コアとしてまちの開発をするのであるならば、1番にすべきことを今やらないと、これが国の認可を待って5年間の中で整備していきます。その駐車場が1番後になって、道路の舗装がきれいになりましたよと言ったって、人が歩かなきゃ何もならないんですよ。人は集めることがまず第1じゃないですか。定住政策のことを言われましたけど、定住政策するならば、この地域に本当に定住してもらったたら、ここに例えばマンションをつくっていただいたら減免するとか、そういうことはやろうと思ったら行政として独自のことはやれるわけでしょう。それを国の認可を待ってとかいう

話しをしていけば、これは先送りになっていく可能性が強いです。その間に利用者は別に中心市街地に集まらなくてもいいんですから。高齢者の方は歩いていけるスーパーを近くにつくってもらったらいいいですよ。周辺の人たちは。だから中心市街地の魅力をつくるためにはどうするか、まず人を集めないことにはどうしようもないと思いますよ。行政ができることと商店街の皆さんができること、はっきりそれは役割を決めて動かないと、何でも役所がしてくれるという感覚でお話ししていても、物事は進んでいかないと思いますし、人が集まり始めたら駐車場をつくってあげましょうみたいな感覚でやられても、結局どちらとも責任を負わないで、このままいくとまちの核がなくなってくるんじゃないかと私は懸念いたしますので、これを進めるにあたってはいろいろとご検討いただきたいということをお願いして終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:16

委員会を再開します。

委員長

「平成22年度子ども手当について」報告を求めます。

児童育成課長

子ども手当につきましてご報告させていただきます。子ども手当とは、次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するもので、受給者の所得制限を設けないとともに、中学生以下の児童全てに一律に月額1万3千円を支給するものでございます。なお、今回の子ども手当は、児童手当を今まで1万円支給されていた人、3歳未満及び第3子以降には3千円を加算し、5千円支給されていた人には8千円が加算されて支給されます。子ども手当は、6月、10月、2月の年3回に分けて支給いたします。申請書は4月1日から郵送と窓口で受け付けており、5月25日までに受け付けた分と、現在児童手当を受給中で自動的に子ども手当に移行する分を6月10日に支給いたします。申請につきましては9月10日までに手続きを行うと、4月に遡って手当が支給できるようになっております。4月1日現在の対象児童数17,222人で、平成19年と平成20年の平均出生数1,180名を加え、年間見込み対象児童数約18,400人としておりますが、この中には公務員の方も含まれておりますので、実際には千数百名の減となります。支給額は最大値の約25億5千万円で予算計上いたしておりますが、公務員の関係で2億円前後減額となる予定です。資料といたしましてホームページに掲載しているお知らせ分を添付しております。以上簡単ですが子ども手当に関する報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「穎田児童館基本設計について」報告を求めます。

児童育成課長

穎田小中学校改築にあわせ施設の多機能化、複合化を検討する中で、穎田児童館を併設した穎田小中学校基本設計案がまとまりましたので、児童育成課所管の児童館に関して報告いたします。ただしこの基本設計案は今後、教育委員会、議会、地元の方々からの意見をお伺いし、平面計画に反映させ、設備計画、構造計画を含めて8月末までに基本計画を作成する予定とな

っておりますので、よろしく申し上げます。資料をお願いいたします。1ページ目が穎田小学校、中学校の敷地状況でございます。2ページをお願いいたします。現状の小中学校の敷地の中で、建物をどこに配置したら一番最適かを検討しました土地利用計画図です。3ページをお願いいたします。配置計画案でございます。4ページをお願いいたします。平面計画案の地下1階でございます。地下1階となっておりますが、中学校のグラウンドをそのまま利用して建設いたしますので、北側道路から見れば1階となります。この階の右側中央部に児童館がございます。計画での児童館の面積は302㎡で、集会室、遊戯室、倉庫がございます。現在穎田児童クラブ事業は学校の余裕教室を利用して実施しており、4月1日の入所児童数は53名で、最大80名が入所できるようになっております。通常児童館にある図書コーナーは、図書館を利用させていただきトイレ・事務室等は共用いたします。まず、第一に児童の安全性、利便性を考慮した中で、事務室、トイレ、図書館等を共用することにより経費の削減を図りたいと考えております。5ページが1階の平面計画案、6ページが2階・3階の平面計画案となっております。以上簡単ですが穎田児童館基本設計案の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「穎田病院移譲後の現状について」報告を求めます。

健康増進課長

穎田病院移譲後の現状について説明いたします。穎田病院の建替えにつきましては、飯塚市立穎田病院の運営の委譲に関する仮協定書第5条第3号において、委譲後3年以内に建て替えることとなっておりますが、療育施設の建設位置の決定の遅れ、穎田病院の収支状況の悪化、地域密着型の訪問診療事業の検討等の事情により若干の遅れをきたしている状況でございます。現在、度重なる協議の結果ようやく療育施設の建設場所も決定し、病院本体の設計に着手できる状況になってきております。また、穎田病院の収支状況も改善してきていますので、今後はボーリング調査、実施設計をいたしまして、早ければ12月、遅くとも今年度末までに建て替え工事に着手できるとの報告を受けております。なお、療育施設につきましては、10月に工事着手、本年度中に完成予定でございます。社会福祉法人柏芳会愛生苑につきましては、平成22年4月1日に穎田病院敷き北側に新築移転しております。お手元に配布しております平面図ですが、こちらの説明をいたします。今説明いたしました敷地内の位置でございますが、実線部分が現状の穎田病院と人工透析、北側部分が愛生苑となっております。今回建築予定の部分でございますが、敷地内左側が療育施設、一番南側の斜線部分でございますが、ここに病院本体を建設する予定としております。簡単ですが現状の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

社会・障がい者福祉課長

指定管理者施設の評価についてご報告いたします。現在、社会・障がい者福祉課が所管しております飯塚市穂波福祉総合センターにつきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入し、現在株式会社トキワビル商会が指定管理者として管理運営を行っておりますが、平成20年度の業務実績に対する、指定管理者の外部評価を飯塚市指定管理者評価委員会に諮問し、その評価結果が資料に示しておりますとおり平成22年3月17日に答申されております。この評価結果につきましては、当該指定管理者に通知するとともに、評価表の13番目の項目

にあります苦情等の対応の中で指摘を受けております、利用者からの要望に対し時間を要する場合がありますことにつきましては、早急に改善し市民サービスの向上に努めるよう担当課のほうから指導を行っております。以上簡単ではございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に「指定管理者制度導入にかかわる指針(改訂版)の改正について」報告を求めます。

総合政策課長

指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正についてご報告を申し上げます。当指針につきましては、前回、平成20年9月に改訂版を策定していたものでございますが、その後の事務処理を行う上で新たな見直しが生じ、また、議会での貴重なご意見等も頂きましたため、このたび改正したものでございます。主な改正点は3点で、1点目が文言の改正、項目順序の入れ替え、2点目が選定評価書の失格項目の追加、3点目としまして選定評価書の評価点の変更を行っておりますが、文言の改正以外の重要改正部分についてご報告いたします。説明に際しましては、資料の17ページから20ページに付けております新旧対照表をご参照いただきたいと存じます。まず18ページをお願いいたします。中段の(イ)の失格事項の部分でございますが、ここを改正しております。この部分につきましては文言ではわかりづらいと思いますので、恐れ入りますが資料の12ページを用いてご説明させていただきたいと思っております。12ページをお願いいたします。この失格事項につきましては、これまでは「指定管理者としての適性」、この中にございます2番「施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針」の「応募法人(団体等)が市の基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。」これのほか、当該選定評価書中、四つの項目のうち一つでも一定のレベルに達していない場合は落選するとし、その一定のレベルとは5点と決めておりました。しかし「指定管理者としての適性」の中に設けております、各項目7つにつきましては、どれ一つ抜けても管理運営能力が欠けていると判断できるのではないかと指摘を受けまして、今回そのように全項目を失格項目に追加いたしますとともに、一定のレベルにつきましても5点と明文化したものでございます。

また、公募であれ非公公募であれ、選定評価書の総得点が50%に満たない場合は失格だと決めておりましたが、これにつきましても、はっきりと明文化したものでございます。次に、新旧対照表の19ページをお願いいたします。中段の部分では各項目について詳細な評価を可能とするため、これまでの1・3・5・7・10としておりました5段階評価方式を、1点から10点までの10段階評価に改正をしております。その下の「委員会の事務局」でございますが、これまでも総合政策課と施設所管課の事務の振り分けは行っておりましたが、今回別紙にて明文化を行っております。なお、この指針の施行につきましては本年4月よりとしております。以上簡単でございますが報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。以上をもちまして厚生委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。